

成績評価報告・講評									
科目名(キャンパス・曜・時限)			国際私法I (青山 月曜 3限)						
担当者			伊藤 敬也						
受講者総数			242 名						
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者)の人数			34 名 ( 14 % )						
X評価の者を除く成績評価比率									
AA	5 %	A	15 %	B	30 %	C	30 %	XX	20 %
学部所定の成績評価比率と異なる場合にはその理由									
試験問題／レポートの課題									
<p>問い 次の設問のうちからひとつを選択して解答しなさい。(1)日本人女性Aと甲国人男性Bは、現在、日本に居住している。Aは、2008年10月15日に日本の裁判所において前夫Cとの離婚の確定判決を得たのち、2009年6月12日に日本でBとの婚姻の届出をした。甲国法によれば、女性は前婚の解消から300日の期間を経過しないと再婚できない。このとき、AとBとの婚姻は成立するか。理由とともに述べよ。(2)ミシガン州出身の米国人女性Aは、1970年来日し、現在も日本において英語塾を経営している。Aは、日本に永住しようとする者としての在留資格を取得しており、今後も日本に永住する意向を有している。日本人男性Bは、日本の公立中学校一年次在学中の未成年者であり、日本人夫婦CDの三男である。Aは、CDと親しく交際するなかで、Bを養子にしたいと希望するようになった。ミシガン州法は、養子縁組の決定について、養子および養親となろうとする者のドミサイルの存する邦に裁判管轄権があり、そのような管轄権を有する法廷地の法に準拠してなされるべきものと解されている。このとき、AとBとの養子縁組の決定に適用される準拠法について述べよ。</p>									
出題の意図									
<p>設問(1)婚姻の実質的成立要件の準拠法に関して、双方向的(双面的)婚姻障害(要件)の場合と一方的(一面的)婚姻障害(要件)の場合とで、法適用通則法24条1項の解釈適用が異なることを理解できているかどうか確認するための問題。設問(2)養子縁組の準拠法に関して、法適用通則法31条1項が養親の本国法主義を原則として採用しつつ養子保護の観点から養子の本国法を考慮していることの趣旨および「隠れた反致」論を理解できているかどうか確認するための問題。</p>									
講評									
<p>事例形式の設問の場合には、まず自分で論点を設定することが要求される。必要な論点のうち的大部分に言及し、設問の事例をしっかりと場合わけしながら論じられた者は、A以上の評価を得ている。C以上の評価を得た者は、法選択という考え方そのものは理解できていた。たまたま自分が耳または目にした内容のみを無理矢理設問につなげて解答しようとした者が若干あったのは残念である。大学の試験には、特別あるいは直前の対策など必要ない。講義を真剣に受け、疑問点を理解できるまで考えるだけで十分である。</p>									